

全柔連発第 21-0124 号

2021 年 5 月 28 日

加盟・構成団体 御中

公益財団法人全日本柔道連盟
指導者養成委員会
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針」
に反する行為について（通知）

拝啓 初夏の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本連盟の諸事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、ご連絡申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、全国各地で緊急事態宣言が発令されている状況でございます。

本連盟におきましては昨年度より新型コロナウイルス感染拡大防止策として「新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針」を提示し、十分な対策をとっていただくよう、ご案内しておりますが、指針に反する行為があった際には、指導者資格制度規程「第7条指導者（A指導員、B指導員に限る）としての技量が不足していると認めるときは、本連盟はその指導者資格について期間を定めて停止し、または喪失させることができる。」に沿って対処させていただく可能性がございます。

また都道府県柔道連盟（協会）では C 指導員につきまして、上記に準ずる措置をご検討いただけますようお願い申し上げます。

引き続き、貴団体におかれましても、各所属団体への周知徹底していただきたく、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具